

令和6年12月17日

只見町議会議長 佐藤 孝義 様

広報広聴常任委員会

委員長 菅家 忠

### 広報広聴常任委員会所管事務調査報告書

本委員会の所管事務調査事項について、調査経過並びに結果を下記のとおり報告します。

#### 記

#### 1. 調査事項

- (1) 議会広報広聴の充実に関する調査
- (2) 議会報告会並びに一般会議に関する調査
- (3) 議会だよりの編集・発行に関する調査
- (4) 議会の開かれた情報発信の調査研究
- (5) 議会のICT化に向けた調査研究

#### 2. 調査の経過

- (1) 調査事項 所管事務に関する調査
- (2) 調査方法 事務調査
- (3) 調査日 9月20日、10月10日、11月11日、12月12日
- (4) 出席委員 菅家忠委員長、目黒道人副委員長、鈴木好行委員、小沼信孝委員、矢沢明伸委員、角田誠委員

#### 3. 調査結果

9月4日

・議会だよりの

9月10日付の行政視察調査報告に記載したとおり、議会だよりは「町民と議会との交流の場」を目指す。その実現のための手段としての「町民モニター制度の導入」を目的とし、視察研修を実施することに決定した。

11月11日

開かれた議会を実現するために、結果を伝えるだけの紙面ではなく、どのような議論がなされたのか等の「議会活動が見える紙面」が必要である。各常任委員会の紙面の拡大、「教えて議会のこと」の必要性（役割）の見直しなどの意見があった。

現行の「議会だよりの作成マニュアル」を確認したところ、実情に合わせた改訂が必要という委員会の結論になった。

他自治体議会の「議会広報編集要綱」を参考にし、先人の思いを尊重しつつ体系化を進めていく。令和6年度末を目標に、只見町議会基本条例を上位とした只見町議会だよりの発行要綱・仕様書を作成することとした。

・議会のICT化に向けた調査研究

6月会議の事務調査報告で示したとおり、令和7年4月1日を目標に、公式にタブレット運用を目指すこととした。法令順守の観点から、現状の只見町議会会議規則等と町村議会標準会議規則等との違いを確認し、改定が必要であると決定した。第103条の「写真機及び録音機」は現在の電子機器（タブレット等）が使用できるように標準会議規則から削除されていると判断した。

また副効果として、更新されていない規定、実情に沿っていない規定が見つかったため、議会運営委員会に文書で報告することとした。

ICT化に関する議論では、「公費で電子機器を購入するのであれば、セキュリティ等、利用にあたっての仕様書が必要」「ICT化は町当局が本来進めるべきもの」等の意見があった。

ICT化をすることは手段であり、目的ではない。誰にどのような価値を提供するのか。理念、戦略、戦術を整理することが重要である。議員全員がタブレットを使う必要があるのか、予算化する必要があるのか。タブレットを導入する結論ありきの議論にならないよう、議員全員で共通認識を持つための勉強会を開催したい。